

経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第2回）議事録
日 時：令和7年5月13日（火）10時00分
場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○岡村座長

時間となりましたので、「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」の第2回を開会します。

本日は、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

また、オンラインで御出席の方につきましても接続を確認しています。

会議の途中でパソコン操作など支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ対応させていただきます。

本専門家会合は、昨年第1回を開催し、事業者の取引から会計・税務までのデジタル化、税に関する公平感を大きく損なうような行為への対応、国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題などについて委員の皆様の間で活発に御議論いただきました。これらの議論を踏まえ、令和7年度税制改正では、事業者のデジタル化に関してデータ連携可能なデジタルデータで取引し、領収書等の証憑の保存、帳簿への記載するところまで一気通貫で行う仕組みを支援する税制改正が行われたところです。

本日は、これまでの議論を踏まえつつ「デジタルガバメントの国際比較と経済社会のデジタル化の進展」について岩崎教授より御説明いただき、質疑応答を挟んだ後、「OECD税務行政3.0が目指す世界と日本の現状」及び「国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題」について財務省及び国税庁より説明をいただき、委員の皆様より御意見をいただき議論できればと思います。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。
(報道関係者退室)

○岡村座長

それでは、議論に入りたいと思います。

まず岩崎教授から「デジタルガバメントの国際比較と経済社会のデジタル化の進展」について御紹介いただき、意見交換を行います。

それでは、資料（デ2－1）の「デジタルガバメントの国際比較と経済社会のデジタル化の進展」について、岩崎教授、よろしくお願いいたします。

○岩崎早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

御紹介賜りました早稲田大学電子政府・自治体研究所の岩崎と申します。本日は大

変貴重な機会を賜りましてお礼申し上げます。「デジタルガバメントの国際比較と経済社会のデジタル化の進展」と題しまして、説明させていただく機会を頂戴いたしました。

2 ページ、お願いします。最初に自己紹介させていただきます。現在、早稲田大学に籍を置いていますが、NPO法人国際CIO学会理事長も務めております。専門はデジタル政策であり国内外問わずデジタル政策全般です。そして、CIOというChief Information Officer、Chief Innovation Officerの人材育成、こちらは電子政府の要と言われる人材でもあります。そして、電子政府・自治体に関わるもの、社会環境変化の中でも非常に大きい課題である高齢社会問題、人口問題とデジタル社会の融合に関するもの、そして、防災DXという、いわゆるBCPを活用したデジタル技術を活用した防災対策や、国連SDGsでのDX対応などを研究テーマにしています。

今、理事長を務めているNPO法人国際CIO学会の取組についてご紹介させていただきますと、大体2000年頃からIT人材の不足といった問題が出てまいりました。2006年にこの学会が設立されてから今年20年目を迎えます。主な活動としては、デジタル政府ランキング、こちらは国際CIO学会—今、日本だけではなく世界に22か国・地域に支部があるのですが—と協力しながらこの世界ランキングなどの評価、分析を行っています。また、国連並びにAPECという枠組みで電子政府の研究を行ったり、EU及びOECDとの高齢社会に関する共同研究協力なども行っています。設立15周年を記念しての広報活動ということで掲載していただきました。

国際CIO学会、今、世界に支部がありますが、昨年11月にタイのバンコクでタマサート大学が主催校として総会兼講演会を開催したときに、現地の科学技術大臣に御挨拶して頂き世界的に不足しているデジタル人材や、電子政府への生成AIの活用などをテーマに議論してまいりました。

また、国連活動ですが、毎年2月にSDGsセミナーがニューヨークの国連本部で開催され、コロナ以降、オンラインなども活用されていますが、外務省や総務省の支援をいただきながら、こういった世界的活動を続けてきました。SDGs2030の目標達成年度までもう間もなくですが、17の目標の中に主目標となっていないものの、国連の中でも高齢社会などの人口問題に関しては深刻なトピックになっておりまして、そこにどうデジタルを活用できるかや、格差解消にデータ分析をどのように利活用できるかなど、非常に関心が集まっております。

さらに、APECの枠組みで2019年からスタートしております高齢社会と情報社会の融合ということで、例えば電子政府は高齢社会をどのように社会包摂、デジタル包摂していくかなど、様々なトピックで議論をしてまいりました。今、ちょうど第2フェーズですが、今年6月からAPEC FUNDで第3ステージに移行していく予定で、メンバーのハーバード大学やシンガポールの南洋理工大学、中国の北京大学などで様々なトピックで議論し、今年8月に韓国のAPEC会議に合わせてワークショップをソウルで開催

する予定です。

3 ページ、お願いします。ここまでの簡単な自己紹介ですが、こうした活動の中で早稲田大学の電子政府・自治体研究所では、世界のデジタル政府の進捗度を毎年評価し、秋に成果評価を公表しています。昨年度、2024年は年末に結果を報告したのですが、世界の動向ということで御紹介したいと思います。

4 ページ、お願いします。これまでもデジタル政府に関する先行研究はいろいろございました。政府のデジタル化が公共サービスの効率性の向上など市民との関係強化にどれほどの寄与度があるのか。OECDの「2023 Digital Government Index」におけるデジタル技術を活用した人間中心の公共部門の変革を目指す取組の評価。電子政府という言葉、名称そのものもOECDがデジタルという言葉を使って以降非常に広範になっています。電子政府からデジタルガバメントへということで、効率性や生産性、利便性の向上から、政策効果や国民の信頼性を確保していく上でどのような解決策があるかも関心が集まっています。日本でも「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」ということを進めています。これは国連目標でもありますので、デジタル包摂をどのように進めていくのか。こういった議論をどこが主管となっていくかということもありますが、例えば欧州の多くの国では行財政改革の推進役としてデジタル庁が財務省傘下に置かれています。

5 ページ、お願いします。我々はこの電子政府ランキングを2005年からスタートしてまいりましたが、その電子政府を評価するベンチマークとして、10分野の評価指標とサブの35指標を使っています。こちらの表がそのベンチマークで、ネットワークインフラの充実度や行財政改革への貢献度、行政管理の最適化などの効果、各種オンライン・アプリケーション・サービスの進捗度、ホームページの利便性、政府CIOの活躍度など。

6 ページ、お願いします。さらに電子政府の戦略・振興策、ICTによる市民の行政参加の充実度、オープン・ガバメント、サイバーセキュリティ、先端ICTの利活用度ということで、10のベンチマークに合わせて小項目として35の調査項目を使って評価しています。小項目は時間の関係で割愛しますが、右側に記載のとおりです。

最近ではAIの活用など、先端技術といいましても2005年にスタートしてから大分技術も進化してまいりましたし、そういったところを少しずつこの評価指標に加味しながら、評価の経年性などを考慮しつつ評価しています。

7 ページ、お願いします。こちらが2024年のランキング結果となっております。シンガポールが2024年度、1位となりました。日本は赤字で記載のとおり11位となっております。66か国のデジタル政府、デジタル行政が進んでいる国を対象としておりまして、よく比較される国連の世界電子政府ランキングは国連加盟対象国193か国を対象にしており、我々はその中でも66か国のデジタル先進国を選出して毎年評価しているということです。

8 ページで少し説明したいと思います。2024年のランキングのポイントですが、シンガポールは2017年以来の1位を奪還し、直近の3年間、1位を取得しておりましたデンマークが、今年は3位となっております。

大きな変化としては、中東の中でもサウジアラビア、そして、ASEANではシンガポール以外にタイがデジタル先進国トップ20の仲間入りをしたというところで、大きなニュースになっています。サウジアラビアに関しては、これまでの産油国からデジタル技術活用政策へシフトしてきている中で、電子政府の活用に注力してきているという背景があるということと、タイも同様にASEANの中では比較的早い段階からデジタル人材の育成やAIの活用などを政府全体で力を入れてきたところが評価をされて実績が出てきました。

また、「AIガバメント」の樹立に向けてAIアプリケーション競争が本格化してきている。AIの参入でインターネット型格差を超える第2次デジタル格差が深刻化してきている。こちらはAIを持つ国と持たざる国ということで、やはりデジタル格差の対象でもあり、格差に少し大きな広がりが出てきているという印象を持っています。

サイバーセキュリティのリスクも非常に多様化し、リスク拡大も現実になってきています。日本は結果的に11位となっており、歴史的な推移もやや低下傾向にあります。デジタル政府の原点となる行財政改革に加えて、成長エンジンの顕著な成功が見られない点は、日本に限らず、まだまだ実績が出づらい状況になっていると受け止めています。市民中心の行政サービス、標準化、高齢化対策などSDGsの遅れが目立つといったところもランキングのポイントになっています。

9 ページ、お願いします。世界ランキング調査分析による主要電子政府進捗度の顕著な特徴ということで、2005年から19年間の過去、経年で見てまいりました主な特徴を挙げているので、時系列で見ると割と最近の事象でないところも含まれていますが、その点は御容赦いただければと思います。

まず主要政府がクラウドを導入して行政コストの削減に着手してきたというところ。ソーシャルメディアと電子政府の連携を模索してきているなか、ソーシャルメディアの重要性が特に災害時などで立証されてきていて、両者の融合度合いがユーザー指向型のサービスの課題になっています。日本でもクラウドなり、また、ソーシャルメディアの活用が大体2010年後にスタートしてまいりましたが、それがいよいよ融合し、電子政府に反映してきている状況にあります。オープンデータを提供し始めた先進国の教訓から、途上国、非民主主義国が情報開示への政治的な壁の打破が可能かというところにも注目が集まっています。

ビッグデータに関しては、政府の積極的な支援に基づく新規ビジネスの環境整備を奨励してAI分析やEBPM、オープンデータ施策との相乗効果を狙いつつあります。。また、被害急増中のサイバーセキュリティに関しては、高度な電子政府ネットワークやインフラの構築を官民挙げて実現するために、デジタルガバメント推進の重要要素に

位置づけられています。人材に関しましては、デジタル専門職の世界的な人材不足が起きていまして、イノベーション進化に適応できる高度なデジタル人材の育成の必要性が顕著になっています。デジタル人材に関しては、日本だけが不足しているかと思われがちですが、これは世界的な人材不足と言われており、海外の現地調査に行ってもどこの国でも同じような状況になってきていると思います。また、新興国、上位途上国のデジタル政府は、クラウドなど最新のアプリケーションを要求していて、持てる国、持てない国の格差が表面化してきています。

10ページ、お願いします。19年の経年変化です。2005年から2024年までの変化となっていて、日本がグリーンのラインで記されているところです。一番高いランキングのときは4位まで上がりましたが、2023年から10位圏内から少しランキングを落として11位となっております。2024年も変わらず11位です。シンガポールが今年1位になりましたが、先ほど申し上げたとおり、これまではアメリカやシンガポールと4位を争っていたのですが、直近ではデンマークがデジタル政策を着実に実装させ急激に伸びてきた、そんな傾向がございます。

11ページ、お願いします。早稲田大学世界ランキングとデジタルガバメント開発の歴史とあります。このランキングは2005年からスタートしまして、この表では2000年頃、主にデジタルガバメントがスタートした世界的な動きも併せて記載させていただいております。大きな枠組みで申しますと、7年ぐらいの周期で大きな変化が起きているという感じがしております。第1世代から未来の第5世代のデジタルガバメントのフレームワークです。特徴としてはデジタルガバメントがスタートしてからCIOのコア・コンピタンスが構築されたり、最近ではサイバー脅威があったり、また、AI政府の構築、ガバナンスの課題が出てきたところです。ネットワークも3Gから今の5Gへ、そして、将来の6Gといった流れができています。技術も最近では生成AIが出てきましたが、将来的にはシンギュラリティの到来も予定の2045年から随分早くなりますので、どう対応していくかというところです。また、ツールに関してもポータブルPCからスマホ、そして、ロボットウェアラブルということで、ポストスマホとなるツール、核となるものはまだこれからかと思いますが、今、AIエージェントなども実装化されてきていますので、そういったところが今後大きな変化をもたらすと思います。リモートや、災害・セキュリティ対応などが直近の課題ではありますが、コロナを経て、このリモート・DXは一気に普及しましたので、例えば有事などにも活用できる一方で、AIの活用で偽誤情報対策など信頼性というのも今後引き続きの課題になってくると思います。

12ページ、お願いします。世界のデジタル政府の進捗度調査、今年20年目を迎える調査の分析が既に始まっておりますが、顕著な特徴としては、市民・ユーザー重視のUI/UX政府の重要性を認識し始めています。パソコン型のインターネット使用を補完するスマホ利用が主要国でスタートしてからスマホの価値が今、拡大しています。ま

た、脆弱な地方政府の財政、人材、技術力をカバーする「中央政府」対「地方自治体」のより積極的な連携と調和の必要性を認識しています。評価方法に関しては、行財政改革等の費用対効果に加えて、リスク管理なども力点が置かれていて、エビデンスベースのEBPM分析やガバナンス評価モデルの構築にも関心が集まっています。そのほか、デジタル政府発展へブロックチェーンの活用、デジタルツイン、この双方の活用の模索が新興国などを中心にも進んでいる。また、AIの革命でサービス・アプリケーションが飛躍的に拡大している、こんな点が最近の特徴となっていると思われます。

13ページ、お願いします。早稲田大学世界デジタル政府進捗度調査分析結果による日本の課題ということで、8項目、挙げさせていただいております。

まずデジタル庁は2021年にスタートいたしました。司令塔機関としての権限の実効性機能と思っております。DX推進にはデジタル庁との連携が不可欠ですので、まず重複投資など官庁間の縦割りの弊害、行政DXといったところをスピード感を持って進めていくことが引き続きの課題になってくると思います。また、小規模自治体での財政やデジタル格差が顕著になってきています。行政運営の機能や継続性にも影響が出てきますので、こういった点をしっかりとモニタリングしてサポートしていく姿勢が大事かと思います。マイナンバーカードの安定稼働とユーザビリティの確保ということで、国民生活の安心に寄与するためのヒューマンエラーの解消など、行政に対する国民の信頼性の確保が今後も引き続き必須になります。そして、サイバーセキュリティ対策、その教育訓練の場の提供、また、行政サービスの付加価値向上にはICTアプリケーションの普及と充実ということで、スマホを活用したスマホ（モバイル）ガバメントの継続性など自然災害対策や社会環境の人口問題対策なども課題になってくると思います。また、人材に関して、現在、日本の場合は都道府県を中心に首長直属のCIOの創設・普及が進んでいますが、まだまだ自治体の中でも市町村では兼職や外部任用が多いなど、設置を普及させていくべきです。

デジタル分野の国際評価を徹底的に研究して、電子政府ランキングや国際競争力ランキングなど様々なランキングがいろいろなシンクタンク等を中心に発表されておりますが、海外のほうは非常にこのランキングに大きな関心を持っているのが特徴です。現に我々の研究所にも海外政府からより積極的なPRの依頼で来校などもありますので、分析ベンチマークを徹底的に研究し、また、日本の電子政府もアピールしていくという姿勢も大事だと思っています。更に行政職員のデジタルリテラシー/セキュリティ問題の意識向上というところです。

14ページ、お願いします。先進国、新興国、ICT先進国に焦点を当てた注目すべき新潮流、新課題ということで、こちらも日本だけと思っておりました高齢社会対策なのですが、今、これは先進国の課題だけではなく、主に新興国、特にASEANの中でも人口がこれまで若年層世代が非常に多いと思われてきた国、タイやベトナム、インドネシア等でも電子政府に非常に高齢者層をデジタル包摂していくという取組が進んで

います。また、オンラインサービスの品質向上へのワンストップサービスの普及や、後発途上国での行政の透明化・効率化・生産性向上へのガバナンス推進も大きな課題になってきています。スマートシティに関しては、PPP方式でのビッグデータ分析等を活用した新しいデジタルシティとして、推進されてきている状況にあります。

15ページ、お願いします。行政DXのキーワードと潮流です。5Gや人材、ポストスマホ、第5世代の行政DX、オープンイノベーションや行財政改革、人口問題、国民視点、技術の活用、評価項目、規制改革、防災・防疫、セキュリティ対応がキーワードになってくると思います。

16ページ、お願いします。こちらは総務省の資料をお借りしました。DX基盤となるデジタルインフラの政策プライオリティということで、AI、人工知能、デジタルインフラ、サイバーインテリジェンス、そして、情報インテグリティが当面のプライオリティになるので、これらと電子政府がどのように掛け合わせ、融合させ、発展させていくかかと思います。

17ページ以降、世界の税務手続と課題については、こちらはこの研究会等でも議論されておりますので少し内容を割愛させていただくところもあるかと思います。

18ページ、お願いします。まず電子政府の進捗度と財政収支に関わる研究に関しては、様々な研究がこれまでもなされてまいりましたが、電子政府の進捗度とGDPの成長率には一定の正の相関があり、経済活動の拡大及び電子政府の推進に相互のプラス要因となる可能性がある、あるいは財政収支の対GDPとの関係は弱く、財政制約が電子政府の推進を必ずしも促すわけではない。電子政府の進展により、税務手続のオンライン化が進み、納税者の負担軽減や行政の効率化が期待といった研究もあり、また、電子政府の成功は政府経費を3割削減できるはず。こちらは電子政府が議論されてきた2000年初頭から言われていることでもあります。

19ページ、お願いします。税務手続のオンライン化が進んでいる国ということで、電子政府ランキングでもトップを有する国を御紹介させていただきますと、まずイギリスではユニバーサルクレジットということで、勤労税額控除からスタートし、ユニバーサルクレジットとして順次導入されてきたという歴史があります。リアルタイムで税引後の所得と基準額の差額を給付できるようなシステムになっていたり、韓国では市民ポータル「政府24」を通じて税務申告を含む多くの行政手続をオンラインで完結できたりしています。シンガポール、非常にデジタル化にかなり早くから取り組んできた国でもあります。Smart Nation構想の中で電子納税システムが整備されて、企業や個人の税務手続がデジタル化しています。

20ページ、お願いします。エストニアも同様に、税務申告もオンラインで完結し、国民の約95%が電子納税を利用、99%の税申告がオンライン化して確定申告が僅か数分で完了することや、デンマークでも、国家戦略として2001年から20年間で6度のデジタル化戦略を構築してきていて、現在、行政手続のほとんどが統一ポータルサイト

からワンストップで完了するなど様々なデジタル化の取組がなされています。

21ページ、お願いします。日本の税務手続のデジタル化の現状と目標ということで、こちらは既に公表されているデータですが、法人税、消費税の申告に比べますと所得税、相続税のオンライン利用率が低い点や、個人向けの税務手続のデジタル化の推進が今後の課題となっておりまして、令和8年度目標に設定されているとおり、今後、こういった点を注力していく必要があると思います。

22ページ、お願いします。税務関係に関しては、今、AIの利活用がどんどん進んできております。RPAやETL、生成AIの活用の推進により、税務申告書の作成や税務リスク分析を行ったり、世界でも税務当局の50%以上が現在、AIをリスク評価や不正検知に活用したりしています。また、納税者の利便性の向上、ユーザー視点ということで、何よりも電子政府はユーザー視点が重視されつつありますので、AIを活用したチャットボット、また、クラウド会計ソフトやAI-OCRの活用、税務書類の負担軽減に期待が持てます。今後の課題は、データの信頼性の確保や、セキュリティとプライバシーの保護、法規制と整合性を持たせること、そして、納税者のデジタルリテラシーを強化させていくこと、また、生成AIを活用した税務業務・行政のDXを推進させることが鍵なるかと思います。

23ページ以降は、世界と日本、そして、日本の自治体におけるAIの活用事例の御紹介です。

24ページ、お願いします。まず、生成AIの活用などが各国で進んできていますが、イギリスでは2025年1月13日に「AI機会行動計画」という、AIを活用して今後10年間で国家をリニューアルする計画が発表されています。AIの開発に必要なインフラ整備や投資の促進、AI活用の推進や英国内でのAI活用の強化ということで、複数の企業から投資を確保し、英国のAI分野を世界のリーダーに押し上げるという大きな目標を掲げているところです。また、シンガポールも「Smart Nation」構想が昨年末に第2段階が発表され、新しいイニシアチブが発表されています。それには信頼、成長、コミュニティを重視することと、オンライン空間上の詐欺対策など安全性、信頼性を重視する方針と、科学分野へのAI推進に1.2億シンガポールドルを投資するといった戦略が盛り込まれています。また、国家AI戦略ですが、AIガバナンスは日本でもG7広島サミットで広島AIプロセスとして日本のイニシアチブが世界に発表されましたが、シンガポールは日本が提唱しているフレンドシップに入っていますので、日・シンガポールが協力してルールメイキングを行っていくなども今後のテーマになってくると思います。

25ページ、お願いします。日本の自治体に少し目を転じてみますと、自治体でもDXの推進の背景ということで自治体戦略2040構想や、AI・RPAの活用のスマート自治体研究会など、デジタルガバメント実行計画、DX推進計画、また、経済財政運営と改革の基本方針等、様々な戦略、計画等が発表されてまいりました。これを通じて自

治体のDXもより推進が活発化してきたという背景になっていると思います。

26ページ、お願いします。自治体において導入している生成AIの具体的な活用事例について現在は挨拶文の作成や議事録の要約など企画書の作成、また、ローコードの作成等がトップになっておりますが、今後、より生成AIの活用の範囲は広がり、大きなデジタル変革が起きるような生成AIの活用も進んでくるかというところです。

27ページ、お願いします。一方で、自治体の中でも生成AIを活用できる場所とそうでない場所の格差が出てきていますので、様々な自治体から課題などもいろいろ伺っておりますが、分野や業務の分かりづらさや検討体制の構築、保有データ、個人情報の問題あるいはコストの問題、組織の問題、トップのリーダーシップ、また、人材不足といったところが課題です。

28ページ、お願いします。AI・RPAを導入することによる定量的な効果も実際に出てきております。これまで人が行ってきた様々な作業がこのAIやRPAを導入することによって所要時間の短縮などの効果も出てきていますので、これらの成功事例を横展開していくことや同じ社会・デジタル課題を持つところが協力、連携できるかどうかというところが今後の課題になります。

29ページ、お願いします。第5世代デジタル政府樹立で変わる未来は、私たちの研究所でも研究テーマになっております。第5世代のデジタル政府とは何かというところで、まず5Gの活用型あるいはAIイノベーション創造政府か、ビッグデータ/ブロックチェーンをより積極的に活用するかどうか、また、国連SDGs対応型か、高齢社会等の人口問題対応型か、ユーザー中心政府か、データ指向型か、危機管理・防災強化政府か、また、社会のデジタルイゼーションを実現するかどうか、様々な政府の目標などがあるかと思うのですが、日本版の第5世代は、これらをいくつか組み合わせることによって確立できると思います。

30ページ、まとめです。デジタル政府優位国モデルの徹底研究による日本への適用度です。早稲田大学のデジタル政府世界ランキングは今年20年目を迎えるわけですが、デジタル政府のランキングを毎年調査してまいりますと、その優位国のデジタル化の活用度、また、生成AIなどの新しい技術の活用度、人材育成への力点などが顕著になってきているという特徴があります。したがってこういったモデルの徹底研究により、日本にどのような点を輸入し、さらに将来的にはその日本モデルを逆に海外に輸出していくといったことを今後構築できるかと思います。

AI創生政府、信頼性・ガバナンスについてはマイナンバーカードはユーザビリティ/アクセシビリティを重視。いよいよマイナンバーカードの所有率も高くなり、様々なサービスが付加されるようになっていきます。ユーザビリティ/アクセシビリティを重視していくことが今後の課題です。また、司令塔機能としてのデジタル庁の権限、省庁間、自治体間の連携というところですが、これはデジタル庁が発足した当時の発足の目的にもありましたとおり、やはりその権限と各省庁の連携、自治体間、中央政

府との連携も今後の強化課題かと思えます。また、AIトランスフォーメーション時代における人材とデジタルイノベーションの最適解ということで、人材不足はこれまでもずっと言われ続けてまいりましたが、新しい時代においてどうイノベーションを起こす人材を育成できるかというところです。海外ですと、政府を中心にデジタル人材育成の研修機関等を設けて、また、海外視察を通じて海外のよいところを学ぶというような取組を進めているASEANなどの国などもありますので、今後日本もそのような人材育成を続けていく必要があると思えます。

そして、超高齢社会とデジタル社会の融合ということで、まず高齢社会がリスクではなくチャンスであるということで、モデルは世界の先頭を走る日本の使命であると思っています。いかにこのデジタル弱者を社会で包摂できるかが日本だけではなく先進国、さらには新興国で大きな課題になってくると思えますので、国際戦略上、デジタル政府のグローバル貢献、日本が貢献できる最大のトピックになってくると思っています。

そして、世界一の防災国家を目指す日本のデジタル政府は、平時・非平時のサステイナブルな対応モデルと通信環境の整備、そして、さらなる強化が重要ということで、これまで日本の強みは、インフラが世界のどこよりも強靱であると言われてまいりました。さらに日本は、災害が多い国とも言われていますので、そういったインフラの強靱化と、また通信環境のさらなる整備と、非平時でも持続的な通信環境を提供できるということ、また、デジタル政府がその強靱さを持って安心して活用できるということが世界に示す、また高齢社会と別の防災視点での非常に重要なトピックになると思っています。

こちらで私の報告を終了とさせていただきます。どうも御清聴いただきましてありがとうございました。

○岡村座長

岩崎教授、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方を含め挙手ボタンを押してください。私のほうから指名をさせていただきますので、指名をされた方はミュートボタンを解除する、または発言のボタンを押して発言をお願いいたします。

それでは、増井特別委員、お願いします。

○増井特別委員

御説明ありがとうございました。

AIについてお伺いします。スライドの22ページで、世界の税務当局の多くがAIを活用しているというお話がありました。日本でも国税庁が使っていることが話題になっています。この関係で、16ページで「当面のプライオリティ」として、AIの利用・開発・規制に関する国際ルールの普及と仰っていて、確かにAIが暴走しないようにガバ

ナンスを整えるなど、開発モニタリングをきちんとすることが、私のような素人でも大事なことだと思うわけです。

この点、オーストラリアでは、税務行政のAI活用について、レビューが出ていると聞いております。日本でもどのようにAIを活用し、そのガバナンスがどうあるべきかについてレビューの必要性がないか、国際的にどう考えられるかを教えていただければと存じます。

○岡村座長

岩崎教授、お願いします。

○岩崎早稻田大学電子政府・自治体研究所教授

ありがとうございます。

大変重要な課題と私どもも受け止めておりまして、AIの活用に関しては、世界的にも多くの国が導入しているのは申し上げたとおりですが、特に生成AIの時代においては、今、G7を中心に日本がイニシアチブを取ってフレンドシップなどを作り、ガバナンスのルールメイキングに友好的な国を作る取組みがなされています。

電子政府も全くそのとおりで、やはり信頼性の確保などに、AIは利便性が高く、例えば業務改善やコスト、効率性が非常に良いことなど、メリットも当然ありますが、AIを活用する上では、前提となるそのような課題を解決していかなければならず、それは先ほどのオーストラリアや、特にASEANの中でも今AIを活用しようとしている国においても同様の課題を抱えていると思います。したがって、こういった分野も、デジタル政府を中心にAIの活用をどのように進めていくかを、日本もイニシアチブを取りながら枠組みや仲間を作っていくことも重要な課題と認識しております。

○岡村座長

よろしいでしょうか。

それでは、次に、庄司教授、お願いいたします。

○庄司武蔵大学社会学部教授

御説明ありがとうございました。

私からの質問は、最後の司令塔機能、司令塔の権限の話題に関わると思います。私も近い分野を研究していると思うのは、何らかのシステムをつくりました、これが動いていますという海外事例から、私たちは学ぼうとするわけですが、実は大事なのは、その何らかのシステムを入れてからどう普及させるかです。システムを入れるのが一遍にいけばいいですが、何段階かのステップを踏んでいかなければいけないときに、その過渡期をどう過ごしていくかなど、結構泥くさいところが大事だと考えています。

例えば、今後税制もいろいろデジタル化していき、2030年や2040年などの姿を見れば、何か素晴らしいシステムが稼働しているかもしれないですが、そこまでの間に、どのようにして今までのやり方から新しいやり方に移っていただくか。あるいは移った方と移れていない方の並行稼働をどうやっていくのか。それは2パターン並行する

ので、今までよりも逆に手間がかかってしまうかもしれません。このようなデジタル変革をする際の途中をどう上手く進めるのかが、デジタル政府を進めていく上でかなり重要ではないかと思うのですが、岩崎教授は各国を比較されていて、移行期をどう進めていくのか、乗り切るのかについて何か御知見があれば伺えればと思います。お願いいたします。

○岩崎早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

庄司教授、非常に重要なテーマをありがとうございます。

庄司教授はお詳しいと思うのですが、非常に難しい点で、電子政府がスタートして、例えばアメリカで2002年に行財政改革大綱が出来て以降、2005年にデジタル政府世界ランキングが始まりました。それ以降、御指摘のプロセスを大事にして、電子政府ランキングのトップになってきた顕著な国を申し上げますと、実はデンマークです。もともとデンマークは我々のランキングが出来た2000年初頭は、それほどランキングは高くなく、直近3年間でランキングの1位になりました。今年はシンガポールに1位が奪還されたわけですが、20年の政府目標などを立ち上げてデジタル政府を進め、そういったプロセスを長い年月をかけて推進してきた背景があると思います。

庄司教授が御指摘のように、2030年は、生成AIで、2000年初頭から今までの20年間のよりも、より一層早くデジタル化が推進するだろう、先ほどスライドの中でも御紹介したように、シンギュラリティがもう間もなく来るだろうと言われています。その中で、先ほどの御質問にもいただいたようなガバナンスを構築しながら、信頼性を確保しつつ、デジタル政府をきちんと国民に届けていく、ユーザビリティを高めながら届けていくことは非常に大事であり、受け止める側にとっても、信頼性を持ってデジタル政府を使えるかどうかの一つ観点になってくると思います。何よりも標準的なものを作ってきた国は、国と地方のデジタルの仕組みが一本化されて使いやすさ、利便性あるいはコスト効率、業務改革にも貢献してきたという事例もありますので、そこをオールラウンドで進めていくことが大事だと思います。

2030年がターゲットとなるのであれば、残り例えば5年間で何を進められるか。例えば自治体の標準化、業務プロセスの標準化などをこれからどのように進めていくかも含めて、全体最適をどう進めていくかが今後の課題だと思っています。

○庄司武蔵大学社会学部教授

ありがとうございます。

デンマーク、私もそのとおりだと思いました。デンマークは非常に長期的に、きちんとビジョンを掲げて期限を決めて進めている。かつ、ペーパーレスなどは、ある種の強制力を持って義務化しているわけです。きちんと丁寧に時間をかけて行っているところは学ぶべきだと思いました。

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、New Storiesの太田代表取締役、お願いいたします。

○太田株式会社New Stories代表取締役

歴史的な経緯など、直近の課題の非常に分かりやすい説明をありがとうございます。

まとめに挙げていただいているマイナンバーカードのユーザビリティ、アクセシビリティについて、私が大臣補佐官だった際に、マイナンバーカードの担当をしていたものですから、意見と質問を申し上げたいと思います。

主に13ページの課題を挙げていただいているところで、国際的にも日本のICチップに電子証明書が搭載されている形をこれだけの規模でやっている国は本当に珍しいと思うのですが、4番に挙げていただいているサイバーセキュリティ、最近、証券会社の口座も多要素認証が破られるというのが続いています、やはり本人確認の強度が高いマイナンバーカードの電子証明書は非常に利便性というか、信頼性があると思っています。ただ一方で、本人確認の強度など、サイバーセキュリティ対策と利便性は相対する関係もあって、ここの1番にありますとおり、デジタル庁任せや、マイナンバーカードの発行主体は自治体なので、自治体が何とかしろという話ではなかなか進まないと思います。

そう考えると、特に気になっているのは、マイナンバーカードは二つの期限がありまして、一つは、5回目の誕生日で期限が切れるICチップの期限。カードは10回目の誕生日で切れますが、今年の推定だと前者の期限を迎える人は1500万人、後者の期限を迎える人が1200万人ということで、実に2700万人がマイナンバーカードを使えなくなるという状況がありますが、今は自治体窓口集中方式を取っているので、基本的には平日に自治体に行かないとマイナンバーカードを更新できません。私の意見としては、自治体集中方式ではなく、短期的には郵便局などの民間委託で、マイナンバーカードを更新できるようにする。更に、中期的にはオンラインで本人確認強度を保ちながらマイナンバーカードを更新できるようにしていかないと、来年は恐らく期限を迎える人が3000万人を超えると思いますので、とても自治体任せでは回らないと思います。岩崎教授の国際的な観点から、電子証明書の利便性と信頼性のバランスみたいなもので、何か知恵があれば、是非教えていただければと思います。

以上です。

○岩崎早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

大変重要なコメント、御意見とまた御質問をいただきましてありがとうございます。

太田代表取締役の御指摘のように、今、マイナンバーカードの保有者数が非常に多くなり、更新時期が重なっていることをどのようにカバーしていくかと、なかなか本人がその状況に気付いていないというケースもありますので、その啓発はとても大事だと思っています。どのように更新時期を迎えているか、その対策手続が必要かは、今、アプリケーションがどんどん付加され、健康保険証なり、運転免許証なりがあり

ますので、そういったところの啓発活動はとても大事だと思っています。

また、その信頼性の確保と利便性の良さは、太田代表取締役が仰るような状況でして、ただ、海外の事例などをよく見ますと、どちらかと申しますと、その利便性の良さがむしろ信頼性の高さに繋がっているところがあります。例えばシンガポールでは、スマートフォンで全ての手続が出来ます。とても利便性が高いですが、そこに漏えいの問題など、セキュリティの問題はないのかをよく現地で調査しますと、あまりセキュリティに対するネガティブな印象がないというのが私の個人的な印象です。これはもう少し精緻に調査しないといけないと思うのですが、これまでもマイナンバーカードをなかなか普段持たない環境にある方が多勢だと思いますので、そこをどのように、より身近なカードとして認識されるかが今後の課題だと思います。ありがとうございます。

○太田株式会社New Stories代表取締役

ありがとうございました。

○岡村座長

ありがとうございます。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員

ありがとうございます。全体の総括的な話をしていただきまして、大変分かりやすく理解できました。

2つ端的にありまして、一つは、18ページ。今回は、割と行革モードの接続性の話が多かったのですが、私の感覚だと、デジタル化では、最終的に飛躍的な行革ができるものの、あまり細かい経費のことは言わないという傾向がある中で、今回は4つ目のポイントで、政府経費を3割削減できると仰いました。これは私も関係したことがあります、3割は本当に根拠を持って言い切れるのかと思います。トータル経費で見たら、人は別の用途で使用したり、更に、サービスが向上したりする中で、およそ3割という線が言えるのか。学術的とまでは言わずとも、しっかりした根拠があるのかをお聞かせいただきたいというのが一つです。

それから、今日のお話の中で、先ほども質問にありましたが、やはりデジタル化を推進するに当たって、セキュリティ対策とシステムの信頼性は非常に重要で、いかに利便性を確保しながらセキュリティを確保するかという議論になってくると思います。今日も最後のほうに言及がありましたが、ブロックチェーンの技術を使うと意外に上手くいくのではないかと、デジタル通貨まで使わなくてもいけるのではないかとという説もある一方で、ブロックチェーン自体には、いろいろセキュリティ問題が出てくるので難しいという説もあるのですが、先生が割と実体験的に知っている話で、ブロックチェーンを税金関係や、財政支出などに使用しながら、上手くセキュリティ問題をクリアして効果を上げているような事例があったらぜひ教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○岩崎早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

ありがとうございます。

まず1点目の18ページの4項目、電子政府の成功は政府経費3割削減とあります。こちらは一番大事なポイントとして申し上げたのですが、実は2000年初頭に電子政府がスタートして、例えばブッシュ政権下のアメリカで、行政改革大綱が出来たときに、当時の政府CIOで電子政府を推進したマーク・フォーマンという方が、この電子政府の目的は経費を3割削減するということからスタートをしています。

それ以降、目標として、こういったデジタル化を推進することによる業務の効率化やコスト削減などが指摘されてきたわけですが、新しい技術がどんどん生まれてきますと、それに対する先行投資なども生まれてきて、なかなか削減できないところもあります。また、例えば人材の再配置や新技術の導入などを包含すると、実際に経費削減できるかどうかですが、今日、なかなかどの国でもこの行財政改革に寄与しているかの成果が出てきていないのが現状かと思います。これは日本だけに限らず、ほかの国でも同じような状況になっていると思います。

ただ、電子政府を推進する上で、民間の知見を共有しながら、電子政府にいかにかコスト効率化などの研究成果なりを寄与させていくかという視点では、3割削減という言葉はいろいろ出てきていますので、今後どのようなプロセスで進めていくかだと思います。生成AIの到来によって、恐らくかなりの部分でこれまで以上に効率化が進むと思いますので、今後この分が、政府経費の削減に寄与していくと私は考えております。

ブロックチェーンの件に関しては、2015年ぐらいから、APECの枠組みで、ブロックチェーンの活用が電子政府に貢献できるということで、我々もずっと議論してまいりまして、今、かなりの国で導入が進んでいると思うのですが、大きな成果を上げている国はエストニア等まだ少ないと思われます。

○岡村座長

ありがとうございました。

山口特別委員、お願いできますでしょうか。

○山口特別委員

丁寧な分析を非常に端的に御説明いただいてとても分かりやすかったです。ありがとうございます。

私からは庄司教授の話もお伺いし、今のマイナンバーの話も少し気になったので、国民の技術に対する受容性という観点について、御意見を伺えればと思います。私はAIの研究などもしていますが、AIの各国の国民受容度調査のようなものを拝見した際に、日本は最下位で、シンガポールやインドネシアなどがかなり上位であるという統計データがあり、例えば電子政府に対する日本の国民の信頼度みたいなものもあると

と思いますが、そういった観点から見ると、なかなか普及の観点などが国民に御理解いただけず、大事さが分かってもらえないので結局使ってもらえないという、悪循環に陥っているところがあるのではないのでしょうか。そういったことが上手くいった国の受容度との関係性などの分析があると、もう少し日本の突破口になると思い、何か岩崎教授が御存知のことがあれば教えていただきたいと思います。

○岩崎早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

ありがとうございます。

今後、この生成AIの活用がどんどん進んでまいりますと、グローバルな視点の中で日本が今後どのように電子政府を進めていくかの観点として、受容度は非常に重要になってくると思います。

世代間、あるいは地域間、例えば首都圏と地域の間など、受容度に格差があるのかについて、私も関心があります。例えばシンガポールではかなり生成AIに関する受容度が高いというデータがあるとお話いただいたと思うのですが、シンガポールは日本と同様に高齢社会が非常に進んでいる国であり、高齢化に関してはASEANの中でもかなりトップクラスで、国家構想の「Smart Nation」の中で高齢化をテーマに、政府全体で対策を講じている国でもあり、我々もこれまで共同研究しているのですが、そのような国と日本との需要度の差異など、先生にも伺いたいと思うところです。

信頼性を確保するのは、スライドにも記載させていただいているように、やはり国民のリテラシーをどのように高めていくのかや、サービスの利便性や、安心して使えるかもセットで理解を深めていかなければならないという啓蒙活動はマストだと思っています。

○岡村座長

ありがとうございました。

以上で意見交換の時間は終了したいと思います。

それでは、次に、資料（デ2－2）の「OECD税務行政3.0が目指す世界と日本の現状」について御説明をよろしくお願いいたします。

○竹内主税局税制第一課企画官

資料（デ2－2）「OECD税務行政3.0が目指す世界と日本の現状」を御覧ください。この資料は、税務行政のデジタル化について、どのような施策や方向性があり得るのか、今後の検討の参考として御紹介させていただくものです。

2 ページ、「税務行政3.0」のビジョンとして、納税が自然システムと呼ばれる納税者の日常生活や事業活動に繋がり、事務負担が軽減されるとともに、透明性や信頼性も高まるといった考え方が示されています。氷山の上部分、アプリやデバイス、ビジネスマネジメントシステム、会計ソフトなどが見えています。水面下には自然システムとして、税や福祉といった制度、小売や銀行といったビジネス分野、または主体、International agencies等の各種機関、更にデータや出来事というように、様々な

要素が相互に繋がっている様子が描かれています。人々は、アプリや会計ソフトなどを通じて日常や事業上の様々な要素と接点を持ち、これらの要素が相互に繋がることで、正確性の確保や自動処理が可能になるといったイメージです。税は自然システムの一要素として組み込まれています。

3 ページ、2 ページはやや抽象的な説明でしたが、ここでは2030年、メアリーの物語という架空の物語を通じて、より具体的に目指すべき方向性を示しています。

シーンでは、メアリーが従業員になり、資産として自宅を購入し、シェアエコで収入を得、海外に引っ越して職を得、結婚して家庭を持つといったライフイベントを経験しています。

ポイントでは、My365という赤字が目立つと思いますが、これはスマホアプリのようなものを想像していただくと分かりやすいかもしれません。従業員になる場面では、My365を通じて会社に個人情報へのアクセスを許可することで、税を含む手続を簡単に行えるようになる。自宅を取得する場面では、金融機関に税務情報へのアクセスを許可することで、住宅ローンの提案を受け、税務ステータスが自動更新される。住宅ローン控除のような制度がある国ならば、その適用を自動的に受けることができるようになる。家庭を持つ場面では、出生届や産休・育休の申請と税の控除や社会保障の変更が連動して自動処理される姿が示されています。必要なデータが必要な対象に連携されることで、煩雑な手続のストレスがなくなり、かつ正確性の高い処理が行われるといった要素が見てとれると思います。下段は日本の現状です。一定の仕組みはあるものの、「税務行政3.0」の世界とは距離があるように思います。

4 ページはキムの物語で、事業者に着目したストーリーです。本資料は日常の商習慣、商取引に係る部分を取り出しています。ポイントの部分、My Businessという赤字が目立つと思います。これは事業の取引の場であるとともに、取引に関する全ての手続をサポートするもので、これも一つのプラットフォームと捉えればよいと思います。そして、My Businessがサポートした帳簿管理モジュール、会計ソフトのようなものだと思いますが、これを通じて収入や支出が自動的に記録され、さらに税務当局への報告や納税も自動的に処理されています。日本の現状は、デジタルインボイスに対応している一部の会計ソフトなど、取引先とデータ連携し収入・支出を自動記録するシステムが流通し始めているという段階で、令和7年度税制改正において関連する制度改正が行われました。その意味で、第一歩を踏み出したと言えます。

6 ページは改正の内容です。適用イメージの絵を見ていただきますと、売手側から買手側に対して請求データA、Bが送付されています。請求データAは買手側の販売管理ソフト等にデータ連携、自動保存され、会計ソフトにも自動連携されています。こうしたデジタルデータによる処理は信頼性が高いものとして扱うというのが、この制度改正のポイントです。

7 ページ、今お話しした令和7年度税制改正は左のオレンジ色部分、短期的な検討

への答えとして措置されたものです。今後は、こうしたデジタルシームレスの普及が課題であり、税務当局、税理士、ベンダーをはじめ、関係者と連携して必要な検討、対応を行っていくことが重要と考えています。

説明は以上です。

○岡村座長

竹内企画官、ありがとうございました。意見交換は次の議題と併せて行います。

それでは、資料（デ２－３）の「国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題」について、財務省主税局税制第二課、田中課長、御説明をよろしくお願いいたします。

○田中主税局税制第二課長

「国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題」について、昨年11月に専門家会合で御議論いただきました。その後、年末の与党大綱におきまして、執行面や海外の状況をよく踏まえながら引き続き適正な課税に向けて検討を進めていくとして、検討の俎上にのせられたところです。今日はその先を御紹介とともに御議論いただきたいと思います。

2 ページ、11月にお示しした資料と基本的には同じですが、近年、EC需要が大きく伸びて市場規模が拡大し、少額免税貨物が件数や金額ベースでも大きく伸びていることを紹介しています。これは、11月の時点からデータをアップデートしたものです。

3 ページ、こちらはネットショッピングの利用状況であり、実際にどういう方々がどのようなことに対してネットショッピングを利用しているかについての統計を御紹介しています。左上のグラフは、家計調査をベースにしており、金額もそうなのですが、ネットショッピングの利用世帯の割合が過去最高を記録して年々伸びているということです。左下のグラフは、世帯主の年齢階級別に、支出金額を拾ったものですが、御覧いただきますとかなり幅広い層でネットショッピングが使われていること、また、薄い青が2022年、濃い青が2023年ですが、いずれの層においても伸びていることが見てとれるかと思います。それから右上のグラフ、ネットショッピングでは、どのようなことに対して支出がされているかというと、多くは食料や旅行関係費であり、あまり越境ECの利用が想定されないものですが、赤囲いの衣類・履物、あるいはその他に含まれるような様々な雑貨等については、一定程度、越境ECの利用が想定されます。それらの伸びを示したのが右下のグラフでして、これらについても年々増加をしているということです。

4 ページ、残念ながら、海外のECサイトからどれだけ購入したかというような、海外のECサイトのデータはなかなか見当たらないのですが、民間統計から、海外ECサイトのユーザー数を載せております。左側は総合ECサイトのユーザー数ですが、ブルーが国内のプラットフォームあるいはEC事業者、オレンジが海外です。もちろん国内の最大手などのユーザー数は非常に多いのですが、海外のECプラットフォームの利用

者も相当数います。それから、右上のグラフはアパレル関係に絞ったものですが、こちらについても海外のEC事業者を利用している方が少なからずいるということです。どういふ方々が海外ECサイトを利用しているかというのが右下のグラフであり、こちらにも先ほどのネットショッピング全体と同じように、幅広い年代で利用されています。また、ひし形が女性利用比率ですが、年齢層、性別を問わず、幅広い層に浸透していることが伺えると思います。

5 ページ、11月にお示しした資料と同じですので詳細な説明は割愛しますが、国境を越えたEC取引には、フルフィルメントサービスと言われるものと、直送されるものの2つの形態があり、フルフィルメントサービスには国外事業者による多くの無申告が生じている恐れがあるという課題、それから少額貨物には、国内で取引を行う同様の事業者と競争上の不均衡が生じているのではないかという課題があるという御紹介です。

6 ページ、フルフィルメントサービスの関係で、プラットフォームに納税義務を転換している国・地域として11月はEUを御紹介しましたが、調べましたところ、イギリス、スイス、メキシコ、カナダ等においても順次導入がされているということです。

7 ページ以降は、しばらく少額貨物の関係です。

7 ページ、少額貨物に対する諸外国の課税状況ということで、前回の専門家会合でも委員の先生からConsumption Tax Trendsについての御紹介がありました。私どもでも確認をしましたところ、OECD加盟国うち、少額貨物に付加価値税等を課税する国は27か国、免税としている国は日本を含む10か国と整理されています。

なお、オレンジの枠内のチリに注書きがございますが、チリは来年1月から課税が始まるということです。また、スイスについても注2とつけておりますが、これはこのレポート上は免税と整理されているものの、調べてみますとオーストラリアと同様の課税制度を導入しているということが伺われます。下の点線の箱書きで、私どもが年明け以降、様々な事業者団体や関係事業者からヒアリングを行ったときに寄せられた意見を御紹介しておりますが、おおむね少額免税制度による競争上の不均衡に対する懸念や、イコールフットィングの確保という観点から、この少額免税制度の見直しを進めてほしいといった意見が寄せられています。

8 ページ、一番上に11月の専門家会合でお示しした論点を再掲しております。11月の専門家会合の際に、見直しを検討する場合にEU方式と豪州方式のいずれを志向すべきかを提示しました。少額輸入免税制度自体を廃止するEU方式に対して、オーストラリア、ニュージーランド等々で取られている制度は、売上規模が一定の閾値を超えた事業者に登録義務を課して、その登録を受けた事業者による少額輸入貨物について少額免税制度を廃止する方式です。また、矢羽根の2つ目ですが、通関業者や税関の事務負担など、その執行面についてどう考えるかということも提示させていただきました。

改めて、このEU方式と豪州方式のフローを詳細に整理してみました。上段が登録している場合で、オレンジのところにありますように、PF事業者、プラットフォーム等は事前に国税当局に登録を行います。消費者が注文した際に、付加価値税込みでお支払いをいただいて、そして、プラットフォーム事業者から販売者、通関業者等々へ登録番号が連携され、輸入申告の際に税関がこの登録番号が有効であることを国税当局に確認し、登録番号が有効であれば消費者のお手元に届けられるというシステムです。下段が登録していない場合で、ここでEU方式と豪州方式の差が出てまいります。いずれの場合も税関において輸入申告、輸入許可が行われるわけですが、EUの場合にはその際に輸入VATを課税する一方で、豪州は免税となるということに大きな違いがございます。

9 ページ、こうしたEU方式と豪州方式についての議論の素材として、メリットと課題を整理しました。まず上段のブルーですが、先ほど申し上げたように、その登録の義務があるかがEU方式と豪州方式の大きな違いです。そして、下段のオレンジのように輸入時に課税がされるかが2つ目の違いです。まず左上のブルーのEU方式は登録が任意ですので、○がメリット、●が課題ということで整理していますが、輸入時課税と組み合わせることで、円滑な通関確保のために登録を行うインセンティブが事業者に生じる、また、2つ目、適正な申告を行わないコンプライアンスの低い場合には、当局が登録を取り消すことができますので、そういう意味では適正な課税の確保というのが期待しやすいのではないかと思います。他方で●、規模の大きい事業者やプラットフォーム事業者であっても、登録が行われない可能性は、任意ですので、付きまとうということです。ただ、実際にEUについて聞いているところでは、規模の大きい事業者、プラットフォーム事業者は実際には登録しているということです。それほど大きなデメリットではないのかと思っています。右側、豪州方式ですが、こちらは一定の規模以上の事業者に登録の義務を課すわけですが、一定規模以上のものを対象とすることで、小規模事業者や徴税コストへの配慮となるというメリットがある。また、線の引き方次第ですが、一定規模以上の事業者に対しては一律に登録を求めることになりますので、公平性・中立性には一定資する。他方で、●はその裏返しで、その設定の閾値次第では、登録事業者の取引との公平性・中立性が阻害される可能性があります。また、EU方式の裏返しですが、納税義務を履行しないようなコンプライアンスの低い事業者がいたとしても、彼らに対してその登録を取り消すということできませんので、そういう意味では適正な課税の確保というのがより一層難しくなる面はあるだろうと思います。

それから、下段です。左側、輸入時課税があるEU方式は登録がない場合にも課税されますので、取引間の公平性・中立性が相当高いと考えられます。他方で、実務面を考えると、通関業者や税関の現場に相当の負荷が生じる。後ほど関税局のほうから説明があるかと思いますが、円滑な通関という意味では課題があるだろうと思います。

それから、登録が任意で、事業者の登録の有無も公表されていないため、販売時に課税されるのか、輸入時に課税されるのか、それを購入する消費者にとって不透明な面があるだろうと思います。それから、少額免税制度を完全に廃止しておりますので、例えば先ほど御紹介したような登録番号の連携にミスが起きたりしますと、二重課税、販売時と輸入時の双方で課税されるというようなケースが豪州方式よりも生じやすいのではないかと。右側の豪州方式は、そのEU方式の裏返しの面が多いわけですが、輸入時に課税するという追加的な負担が生じないので、円滑な通関は確保しやすい。また、販売時課税のみとなるので、予見可能性に資する、二重課税は基本的に生じないというメリットがある一方で、登録義務を履行しない国外事業者について、いかに納税を確保するかという執行上の課題はあろうかと思います。

10ページ、先ほど申し上げましたように、年明け以降、様々なヒアリングを行う中で、EC事業者、通関業者、郵便事業者に対しても、EU方式、豪州方式に対する評価等をヒアリングしました。まずブルーのところですが、EU方式は、導入当初に混乱はあったが、現在は問題なく実施できているという声。他方で、課税対象となる貨物、郵便物がやはり大幅に増加をしますので負担が増大している、あるいは処理が追いつかずに処理遅延や貨物の滞留が発生することもあるというような通関業者の声。また、登録番号の連携ミス、インボイスの不備等々で二重課税が生じる場合があるというのが、事業者や通関業者から寄せられております。

他方、オレンジの豪州方式ですが、豪州方式の場合には先ほども紹介しましたように二重課税が生じたケースは経験したことはない。あるいは同様の方式を取っているシンガポールを含めて特段問題なく導入することができたというのが通関業者等の立場からの声でありました。それから、最後に下の点線囲いですが、仮に日本で制度を見直す場合の課題等ということで寄せられた意見として、登録の在り方がEU方式のように任意となると、顧客への分かりにくさが生じるなどの意見、それから、EU方式のように少額でも輸入時に課税する場合には、通関業者の通関作業あるいは立替えに係る負担が大幅に増加し、消費者が負担する手数料が結果的に増加する可能性に繋がるといった御意見がございました。下2つはEU方式、豪州方式に共通したものであろうと受け止めておりますが、ECサイト上で少額貨物を判定できるかというのが課題であると。また、商品が発送される場所、少額貨物かどうか、適用税率などを販売者からの申告に基づいて把握せざるを得ないわけですが、そこに誤りがあった場合にその責任を負い切れないため、一定のセーフハーバーが必要ではないか。あるいはどのような制度の見直しをするにせよ、相当の準備期間が必要であるというような声が寄せられております。

説明、私からは以上です。御意見、頂戴できればと思います。

○岡村座長

田中課長、ありがとうございました。

続けて、資料（デ２－４）の「国外事業者に対する執行上の課題」について、国税庁調査査察部調査課、剣持課長、徴収部徴収課、山本課長、よろしくお願いいたします。

○剣持国税庁調査査察部調査課長

それでは、御説明申し上げます。

先ほどの財務省説明資料の５ページにございました国境を越えたEC取引の課税関係と適正な課税に向けた課題のうち、課題１の国外事業者による無申告が生じているおそれにつきまして執行上の課題を申し上げたいと思います。

２ページ、まず国外事業者の把握に当たって課題がございます。フルフィルメントサービスを利用して物品販売を行う場合、プラットフォーム事業者が取引の仲介を行うことにより、規模の小さな事業者であっても国内に拠点を持たずに取引を行うことが可能となります。こうした取引を行っている国外事業者がどれぐらい存在するのか、その全てを網羅的に把握することが困難という事情がございます。国税当局においては、様々な資料情報から消費税の納税義務があると想定される国外事業者の特定・抽出作業を行っていますが、この際、例えばECサイトに記載されている販売業者の特定商取引法に基づく表記が、英語や中国語など統一されていない等の要因があり、実際に取引を行っている業者の特定に時間を要するといったこともございます。また、取引を行っている国外事業者を特定できた場合においても、その国外事業者が複数のプラットフォーム事業者を通じて取引を行っている場合なども考えられ、国外事業者が申告義務を有するか否か、例えば基準期間の課税売上高が1000万円を超えているかといったことについて、正確に把握することが困難といったような事情もございます。

３ページ、調査等の実施に当たっての課題として２点申し上げたいと思います。１点目が接触の困難性です。納税義務を有する国外事業者を特定できた場合においても、国内に拠点を有しないということが多いために、国外事業者が納税管理人または税務代理人を選任していない場合には、選任までに相当な時間を要するということも少なくございません。納税管理人等の選任を依頼しても対応がない場合には、当局が納税管理人を指定できるという制度もありますが、国外事業者と国内で連絡が取れる者を探し出すということが困難というような事例も確認されているところです。また、税務代理人が選任されている法人に対し、税務調査に着手しようとして連絡をしたところ、実は解任されていたというような事例も確認されています。

４ページ、調査等の実施に当たっての課題の２点目として、証拠資料収集の困難性について申し上げたいと思います。調査において納税管理人等が選任されない場合や納税管理人等を通じて取引情報に係る資料を入手できない場合には、プラットフォーム事業者への反面調査等を検討することになりますが、国外事業者が利用しているプラットフォーム事業者を網羅的に把握することが困難という事情がございます。また、国外事業者が所在する国・地域の税務当局に対し、租税条約等に基づく情報交換

を行うといったことも可能ですが、情報の入手までに一定の時間を要するという制約があるほか、必要な情報が不足している場合には、追加の情報交換を行う場合がございます。結果として、情報交換のみで取引の全容を解明するといったことが非常に困難という事情もございます。

○山本国税庁徴収部徴収課長

国税庁徴収部徴収課長の山本です。私からは、国内に拠点を持たない国外事業者の滞納整理に関する困難さについて御説明をさせていただきます。

5 ページ、フルフィルメントサービスを利用していると見られている消費税の納税義務者に係る滞納の事例について、今回サンプル調査を行ったところ、下記のようなものを把握しました。例 1、今、釧持課長からも納税管理人が解任されているケースがあって調査先の情報が集まらず、非常に苦勞しているというお話がありました。我々の相手先は滞納者になりますが、同様のケースで情報が集まらず苦勞しているところは我々も同じです。例 2、担当者の努力で滞納者に接触できたケースがございましたが、その際に納付の意思はないとはっきり言われ、やはり、非協力的で情報が集まらないということがございます。また、物品販売履歴から国内財産が推認されるというものもありますが、やはりこのように国内の滞納者に比べて情報が集まらない、少ないという状況ですので、プラットフォーム事業者に照会をかけても特定できず、結果的に協力が得られないため、実効性のある債権の差押えができなかったというケースがありました。先生方は、既に御存知の通りと思いますが、今の徴収上で苦勞している点なのですが、国外事業者の滞納で、国内財産がないような場合には、租税条約に基づく徴収共助の仕組みに基づいて条約相手国に国外財産からの徴収を依頼するということになりますが、なかなか全ての国で条約が結ばれている訳ではない、徴収共助を行うことができない国もいまだ多く存在しています。したがって、国内に拠点を有しない国外事業者の納税義務の履行につきましては、納税管理人やプラットフォーム事業者など国内関連者を通じた対応に課題があると考えております。

私から以上です。

○岡村座長

釧持課長、山本課長、ありがとうございました。

続きまして、資料（デ 2－5）の「少額輸入貨物に係る現状と税関の対応」について、関税局業務課、藤中課長、よろしくお願いいたします。

○藤中関税局業務課長

関税局業務課長の藤中と申します。私からは、少額貨物について、水際での通関事務に関する現状、課題について説明申し上げたいと思います。

2 ページ、税関は、輸入者等からの申告に基づきまして、輸入貨物に課される消費税を徴収していますが、課税価格が 1 万円以下の少額貨物は消費税等が基本的には免除されており、税関における徴収事務は生じていません。ただ、※に記載しておりま

すが、海外で既に小売取引されて輸入者の個人的な使用に供される貨物は、商業貨物として卸価格で輸入課税される貨物との課税の公平性の確保を図る観点から、課税価格に0.6を掛けて割り引く課税価格決定の特例という制度があり、実体上、このような貨物の免税上限額は16,666円となっております。左上の図にあるとおり、近年、緑のラインですが、輸入件数が急増している、特に少額貨物の件数が伸びているという状況になっています。こうした中で、右側で示しているように、不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数が高止まりしており、水際での脅威は深刻な状況となっていると認識しています。税関としては、厳格な水際取締りと円滑な通関の両立を図る観点から、税関業務の一層の効率化を図っておりまして、左下の写真にありますように検査機器の活用、高度化に取り組んでいます。また、人員面でも体制整備を図っていますが、それ以上のペースで貨物量が増えている状況になっています。

3 ページ、こうした状況を踏まえ、これまで講じている制度的な対応について説明させていただきます。具体的には、2年前の令和5年度関税改正において制度対応を行ったわけですが、その背景にあった3つの要因を整理しているのが上段です。第1に、越境EC取引は従来からのB to BではなくB to Cの新たな商形態となっており、こうした新たな状況に対応できるような輸入申告情報を充実させる必要性が生じたこと。2点目として、いわゆるフルフィルメントサービスを利用した貨物も増えている中で、日本に居住しない者が輸入申告などの税関手続を処理させる税関事務管理人を定めるという制度がございますが、この税関事務管理人を定めずに国内の輸入者に成り済まして輸入する事例や、いわゆる低価申告を行って消費税、関税をほ脱する事案が顕在化してきていたこと。第3に、航空便だけでなく海上輸送による件数が近年増加する中で、航空貨物には既に導入されていた簡易迅速な通関手続のニーズが海上貨物に対しても高まってきていたこと。こうした3つの背景に対応する形で、通販貨物の該否等の輸入申告項目の追加、税関事務管理人制度の拡充や海上小口貨物における簡易迅速な通関手続の導入などの措置を講じてきたところです。

4 ページ、こちらのページでは、少額貨物に対する消費税の免税措置について、通関現場での課題、及び今後EU方式や豪州方式での免税措置の見直しが行われた場合に想定される影響につきまして、民間事業者や税関の現場から聞いた声を踏まえて説明したいと思います。まず現行の少額免税措置により、低価申告のインセンティブが生じております。また、上限額を超えないように商品を分割発送することを堂々と案内しているECサイトも散見されるというような状況となっております。次に、少額免税制度を見直してEU方式あるいは豪州方式を我が国に導入した場合の通関実務への影響について、事業者の声も踏まえて検討したところ、販売時と輸入時の二重課税が生じないように登録事業者の貨物か否かを通関の現場で確認する必要性は、いずれの方式でも生じると指摘されております。一方で、登録事業者以外の貨物は免税となる豪州方式におきましては、新たな水際での課税業務は限定的な発生となるのに対し、免税

枠が廃止となるEU方式が導入された場合には、申告納税事務の負担増加、特に、税関職員が賦課課税を行う国際郵便物について、税関事務が大幅に増加するとの指摘がございました。一つの例ですが、国際郵便に関する税関の課税業務が現状の約30倍になるというような試算もあります。また、一番下のオレンジですが、個人用の少額貨物に対して現状適用されている課税価格決定の特例に関して、個人用か否かの判断で税関と輸入者の間でトラブルとなる事例や、個人使用と偽って輸入し、国内においてビジネスとして転売して脱税する事例などが現場からの課題、声として寄せられてきています。

私からの説明は以上です。

○岡村座長

藤中課長、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方も含め挙手ボタンを押してください。私から指名させていただきますので、指名された方はミュートボタンを解除して御発言ください。

それから、事務局への質疑は、後ほどまとめて回答させていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

齋藤教授、お願いします。

○齋藤東京大学院法学政治学研究科教授

資料（デ2－3）国境を越えたEC取引の主に9ページに関してコメントと質問がございました。

新しく制度をつくる時に公平性は非常に重要です。ただ他方で、あまり複雑な制度になるのは避けるべきだと思います。特に現場に過剰な負担がかかるような制度はドライブできないので、そこも考えるべきだと思います。それが大前提になると私は考えます。もう一つの前提は、この登録制度を新たにつくる場合には、任意の場合であれ、義務の場合であれ、実際の登録を促すことが非常に重要であり、制度の周知やメリットも含めた情報提供が重要になると考えます。これが前提の2つ目です。

その上でのコメントと質問ですが、豪州方式のデメリットの中で、登録の取消しはあまり考えられない、納税義務の不履行に対して登録の取消権を行使できないと書かれており、確かに本件における登録は一方では課税の前提になるので、端的に言えば不利益的な処分である面があります。つまり、その不利益的な処分は、その面を捉えて取り消してもあまり意味がないということになります。ただ他方で、これはこういう輸入制度を課税も含めて使う土台になるのが登録制度なので、非常に複合的な性格を持っている仕組みだと思います。そうしますと、確かに単純に登録を取り消すということでは、このような新しい制度での納税義務不履行に対処できないので、何かほかの手法を考える必要があります。例えば納税義務不履行の場合に、輸入の申告、輸入の許可とリンクさせて申告ができない、あるいは許可を取り消すなどの可能性があ

るのかをお伺いしたいです。もう一つの手法として、そういう業者は例えば悪質な業者だとして、納税義務不履行であるという名前を公表しても、公表は名を惜しむ人にしか効かないのであまり実効的ではないかもしれません。そこで、例えばプラットフォーム事業者に対して何か措置を行う。納税義務不履行の業者がこのプラットフォームを使っているということで、プラットフォーム事業者に対して何らか働きかけるなど、プラットフォーム事業者に対して作用を考えるということはあるのか。現場の感覚や租税行政全般で、あまり考えられないというのであれば端的に仰っていただければありがたいです。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

では、後ほど御回答をお願いするということで、株式会社New Storiesの太田代表取締役、お願いいたします。

○太田株式会社New Stories代表取締役

資料（デ２－２）で意見を３点申し上げたいと思います。

まず３ページ、４ページのメアリーとキムの物語は手触り感があり、分かりやすく、非常に良いと思いました。１つ目ですが、できれば手続時間、書類の申請などをいろいろ調べたりするのは、現状どれぐらい時間がかかっているのかをできればビフォア/現状とアフター/目標というのが可視化されると良いと思います。２点目ですが、３ページのMy365は、これは行政と民間、複数のプラットフォームであり、行政では、マイナポータルだと思います。これは去年の夏時点でe-Taxの連携が恐らく700万件を超えて使われていると思います。ぜひ注目したいのが、地域版スーパーアプリと呼ばれる行政サービスです。代表例としては福井県のアプリと佐賀市のアプリですが、これは普及率が２割を大きく超えて、３割に届く勢いになっている。大きな特徴は、マイナポータルと違ってプッシュ型で、御本人や世帯の構成に基づいて適切な情報がプッシュされてくるというのがありますし、当然、その前提としてIDも入っているので、ぜひそういうものと連携する。注目すべきは、今年の２月に東京都公式アプリというのが出てきましたが、これが宮坂副知事から、目標は1000万普及だということも出ていますので、もし1000万人の都民が日常的にプッシュ型でサービスを受けるような世界になってくると、My365の非常に具体的な話になると思いますので、そういうのも踏まえて具体化していただきたいというのが２点目です。それから、３点目ですが、７ページも非常に短期、中期はバランスが取れていると思います。最後の意見ですが、真ん中のところで書いていただいているように、いろいろなステークホルダーがいることは、その通りだと思います。

先ほど山口特別委員が仰っていた市民の受容性がどう高まっていくかについて、欧州を見ているといろいろな定義があるのですが、北欧中心に数百ある行政DXでリビン

グラボをうまく使って、住民がステークホルダーと一緒に税や行政手続をデジタル化していく。本当に使いやすく信用できるものになるのかというのを結構テストしています。

日本も結構状況が変わっており、今、リビングラボと言われるものが100か所あります。代表的なものは、東京大学が連携している鎌倉リビングラボや、都市大学が連携しているおやまちリビングラボ、認知症なども含めて非常に包摂的にやっている大牟田リビングラボ等ありますので、ぜひこれらと連携しながら、これは厚労省や経産省もテストをやっていますので、新しい税の仕組みや会計との連携も含めて、使い勝手がよく信頼できるようなサービスになっていったら良いと思っております。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

太田特別委員、お願いいたします。

○太田特別委員

私からも資料（デ2－2）の2ページ、OECD3.0に示されている自然システムについての概念がどのようなイメージかをもう一度お聞かせいただきたいと思います。現状、法人税や相続税においては、税理士関与が非常に高いので、税理士制度も自然システムだと思う反面、所得税や、また、年末調整は関与割合が非常に低く、これが自然システムとまで言えるのかということで、税理士制度が自然システムかどうかということ踏まえて御説明をいただきたいと思います。

それから、同じく資料（デ2－2）の7ページ、これもOECD3.0の説明があった中期的な取組・検討において、税務当局やベンダーが中心となって事業者の対応、デジタルシームレスを進めていくわけですが、我々税理士もやはり納税者の身近な存在ということで専門家としての重要なプレーヤーになるのではないかと考えています。事業者のデジタル化に向けて、税理士会も積極的な役割を果たしていきたいと考えております。また、どのような役割ができていくかも今後検討していかなくてはならないなと思っています。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

最初の御質問は事務局への御質問ですが、元々作ったのはOECDですので、それをどのように理解するかということでお答えいただければと思います。ありがとうございました。

山口特別委員、お願いいたします。

○山口特別委員

私も資料（デ2－2）についてコメントすると、メアリーの物語とキムの物語があ

りましたが、今回、デジタル社会の納税環境ということで、国税がメインのターゲットということもあり、国税に関するサンプルが日本の仕組みとして取り上げられています。ただ、人間が国境を越えて就業する、家庭を持って住民票を移すなどの行為自体は、自治体との作業連携になりますので、本来は納税の手入力というよりは、やはり結婚や就業、転勤に関する住民票の移動などのサンプルを書いていたきたいところですが、納税に関してのサンプルとなってしまう。政府税調の専門家会合ですので、国民全体に関することなど、サービス全体に関することをサンプルとして挙げていただいて、その一部として国税に関することを取り上げていただきたいという要望です。

私からは以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

増井特別委員、お願いいたします。

○増井特別委員

意見が2つ、質問が1つあります。

11月の専門家会合においても、ほとんどそういう意見だったと思いますが、フルフィルメントサービスと海外直送は、同時に対応すべきだと思います。同時に対応しないと、どちらかに流れるということがあるからです。2つ目は、少額貨物について、EU方式と豪州方式のどちらを志向すべきかという点についてです。これは今回の御説明をお伺いし、とりわけ資料（デ2－5）4ページで御説明いただいた税関における事務負担がクリアできないのであれば、豪州方式でなければもたないのではないかという感じがいたしました。

質問は、齋藤先生も仰っていたように、税務当局への登録を義務にしたときの不履行についてどう考えるかです。11月の専門家会合において、豪州において登録を義務にした際に、そのプラットフォーム事業者にどのような対応できるかという御質問をいたしました。ちょうど資料（デ2－3）の16ページに、豪州における国外事業者に対する執行について調べてくださった参考資料があるようです。御説明いただければありがたく存じます。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。それでは、後ほど御説明をお願いいたします。

佐藤特別委員、お願いいたします。

○佐藤特別委員

ありがとうございます。

質問が1つ、意見が1つあります。

質問は、資料（デ2－4）を拝見して大問題だと思うわけですが、国内にプラットフォーム事業者がいる場合に、彼らと何らかのやり取りをする制度を作る可能性を考

える必要があると考えました。そこで、国内にあるプラットフォーム事業者であれば相当網羅的に把握することができるのか、それも兼業でやっているようなところもかなりあり、プラットフォーム事業者を定義して何らかの義務の対象にすることは考えにくいのか、これが質問です。

意見は、少額貨物関係でありまして、増井特別委員とも被りますが、税関の、特に国際郵便の負担増を考えると、豪州方式を取らざるを得ないだろうと思います。EU方式と豪州方式は、EU方式は登録が任意と言いながらも最終的には完全に税金を取るという方式ですので、そうでない豪州方式に比べて課税当局、それから、納税者等々の負担が大きいのも当たり前の話です。ここではEU方式でも規模の大きいプラットフォーム事業者はほぼ登録しているというお話もありましたので、豪州方式を取った上で納税の確保を考えることになる。これも既に齋藤教授から出ていますが、関税と同様にこの輸入許可とリンクするというようなアイデアは非常に検討に値すると思うので、これについてのお答えを聞いておきたいと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

太田弁護士、お願いいたします。

○太田西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士

私からは、意見を3点と御質問を3点、お願いしたいと思います。

意見ですが、まず、この越境ECに対する適正な課税は早急に対応すべきだと思います。資料（デ2－3）の2ページにあるように、少額貨物がこれだけ急増しているということや、関税の話ですが、アメリカはデミニマスを中国の越境ECについては停止していますし、EUも関税ですが少額免税を廃止する方向ですので、そうすると、逆に日本に大量に流入してくる可能性もあるので、早急の手当てが必要だと思います。関連して、その場合に、課税の対象として、これは増井特別委員が仰っていたところですが、フルフィルメントと直送方式とはパラレルに対応しないとどちらか一方に取引が片寄ることになるので、これは両方一緒に課税の対象とするということかと思っています。それから、課税の方式ですが、これも増井特別委員、佐藤特別委員と被りますが、結局のところ、やはり現場がもたないとどうしようもないですので、国際郵便のところの新たに1420万件、課税業務が発生するということであれば、これは対応できないのは明らかですので、豪州方式しかないと思います。ただ、中長期的には課税の公平性も大事だと思いますので、関税当局の人員の増強などもあっていずれEU方式ということもあり得ると思いますが、当面は豪州方式しかないと思っています。

質問が3点あります。まず、資料（デ2－3）の8ページ、登録を誰に対してするかという点です。8ページを見ますと、プラットフォーム事業者ということになっていますが、これはいわゆるマーケットプレイスみたいな形を取っているときでも、販

売者ではなくプラットフォーム事業者に対して登録を課すという理解でいいのかというのが1点目です。それから、資料（デ2－3）の13ページ、※3で日本では個人使用貨物の課税価格決定の特例があり、1.6万円が免税上限となるということですが、資料（デ2－5）などを見ると、個人輸入と偽って、この課税価格の決定の特例が濫用されているということなので、こういう特例を設けていること自体がいいのかという気もするのですが、各国においても13ページに出てくるような国は、同様に、個人使用貨物について一般のデフォルトルールとは別の特例を設けているのかという点が質問の2点目です。質問3点目は、資料（デ2－4）の5ページで、実効性ある債権差押えが困難と例2に書いていますが、これは国税徴収法などを改正することでこの差押えが実効性ある形で対応することができるようになるのか、それとも徴収法の問題ではなく、実務上難しいということなのかを、もし分かればお答えいただければと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

阿部特別委員、お願いいたします。

○阿部特別委員

まずデジタルシームレスのところで、事務局と先生方に対してのお願いですが、中小あるいは小規模の事業者にとって、前にもお話ししましたが、これは税制調査会です。税のことは十分理解をした上で、事業者にとってみると税務行政のために何かをするは非常に抵抗があるというよりもプライオリティが下がってしまう可能性があるのも、そもそもあなたの事業にとってプラスですよ、結果的に納税実務についても生産性が上がりますよということに繋がる言い回しでいけると非常に良いと思います。

キムの物語のところに出てくるMy Businessで帳簿管理モジュールあるいは税務当局プラットフォームによって自動的に処理をするというのがありますが、現状、現実にそれぞれの事業者が違うソフトやベンダー、サービスを使っている中で、統一的な何らかの規格が、今すぐでなくても将来的に出てこない現実の問題としては、せっかくデジタル化しても最終的な出口のところで徴税の実務等にうまく使うことができないのではないかという気がしています。

また、越境ECについて、実態がどれくらいあるかですが、B to Cに限らず越境ECの仕組みを使ったB to Bの仕入れというのも一定程度存在しているという認識ですので、この議論を進めるときにぜひ事業者が仕入れで使われているケースもあるということと、どこかに意識していただけるとありがたいということと、それから、消費税中心にお話が進んでいますが、水際の明らかに犯罪的な違法品も含めてのお話がありましたが、当然、関税についても消費税同様、どのように考えるのかは、関税は関税で別に

御議論されるのかもしれませんが、現実の問題として課税基準が異なると徴税側のコストも実質的に膨大になっていってしまうということもありますので、消費税だけでなく関税についても何らかの意識をしながら御議論をいただいたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員

私も先ほどから議論になっているEU方式と豪州方式、資料（デ2－5）の4ページについてお伺いしたいのは、仮にこの豪州方式でいった場合に、課題となる少額免税制度の利用に関連した事例をどのぐらい最小限にできるのかがポイントになると思うのですが、これは何か特段の工夫策、実効性がより高いことが想定されるのか、この事例の傾向が今後さらに強くなっていくことに対してどのぐらい対処できるかという点です。反対に、EU方式について、事実をお伺いしたいのですが、国際郵便の件が記載されており、実際EUはどのように対処しているのか。職員配置その他も含めてかなり手厚くなっているのかを知りたいです。これに付随して、委員からも御指摘ありましたが、登録インセンティブを何とか上げていくのが重要だと思います。少し乱暴ですが、やはり通関が滞ると基本的に登録していくという流れは出てくると思うのですが、実際問題EUはどうなっているのかをお伺いしたいです。

もう一つ、資料（デ2－4）の「国外事業者に対する執行上の課題」についてです。今日はECの話でしたが、恐らく地方税でも納税義務を有する人が国外に住んでいたり、国外事業者だったりする場合に納税管理人や税務管理人を定めていても、選任してなくても、手続や探すのに時間がかかって、実際上はなかなか有効にできない。ただ、かなりお金を持っていると想定される人もいろいろ持っていたりするので、地方も国も同じだと思うのですが、この手続を何か効果的に工夫して、納税義務を有する国外事業者や国外に住んでいる者に対して、マニュアル風の話になるのか、執行上の工夫になるのか、うまくこの人たちを追及できるような手だては考えられないのかをお伺いしたいです。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、事務局から回答をお願いいたします。

○田中主税局税制第二課長

私から、越境EC関係の質問に対してお答えをいたします。

まず齋藤教授からいただいた納税義務不履行の場合、佐藤特別委員からも同様の問

題意識をいただいておりますが、確かにこの単純な登録取消しができないとしても何らかの手法を考える必要があるのではないかとするのはそのとおりです。他方で、豪州方式にするのかEU方式にするのか、主税局としてどちらという立場を決めているわけではございませんが、仮にこの登録について義務を課すということにすると、何らかの工夫といたしますか、執行上の課題を乗り越えるようなことも考えないといけないのだらうと思っております。確かに名を惜しむようなプラットフォームのコンプライアンスの高さは想定されますが、他方で、納税が不履行の場合に輸入申告や許可に絡められるかということは、あくまでも輸入の申告者は消費者であり、販売事業者ではないので、そうした場合にどういう手だてがあり得るのかは、関税局ともよく意思疎通を図りながら引き続き検討を深めたいと思っております。

増井特別委員から資料（デ2－3）の16ページの説明を、とございました。前回11月の専門家会合で、増井特別委員からいただいた御指摘も踏まえてこのような資料を用意しました。先ほどの質問とも絡みますが、豪州における国外事業者に対する執行について、箱書きの2行目に書いていますように、納税義務の適正な履行を確保するために特別な措置が講じられているわけではないというのが豪州当局に対するヒアリングの結果です。他方で、一般的な税務の執行と同様に、下のフロー図にございますように、まずは様々な情報源を用いてコンプライアンスを遵守していない企業をなるべく特定する。これは税関のデータや財務データ、ウェブサイトのデータなどがございしますが、それを基に課税処分を行い、それから、当然、ペナルティも必要に応じて課す。その上で徴収ということで、仮に差し押さえられることができれば金融資産の差押え、あるいは租税条約で可能な場合には徴収共助の規定を活用する。基本的には国税庁から先ほど紹介ありました日本の場合と同様の基本的なスキームということには変わらないと思いますが、実態として豪州でこのような差押えなどを行った例は今のところないというのが私どもが聞いているところです。

太田弁護士からいただきました登録についてですが、マーケットプレイスなどを通じて出店しているような場合は、マーケットプレイスを運営しているようなプラットフォーム事業者に登録をしてもらうというのがファクトです。

辻委員からいただいた御質問で、国際郵便が相当な件数あるわけですが、EUなどとはどのような対応をしているのかということについて、実際増員をしたり、税関にしても増員をして対応しているという話は聞いております。ただ、それでもなかなか対応が追いつかない場合もあり、滞留が生じているケースもあるという話をEUからは聞いています。

私からは以上です。

○岡村座長

どうぞ、お願いします。

○剣持国税庁調査査察部調査課長

私からお答えすべき点が2点あったかと存じます。

まず佐藤特別委員からの御質問で、国外事業者の取引についての的確に把握しようとするればプラットフォーム事業者に調査に行けばいいのではないかとありました。これはプラットフォーム事業者が国内にあればという前提の御質問だと思いますが、もちろん私どもとしては反面調査など法令に基づく協力要請といったものをプラットフォーム事業者に行うことは想定しており、実際にそういうことをやるわけですが、その先、プラットフォーム事業者に行って、そのプラットフォーム事業者を利用している国外事業者についてどこまでの情報が取れるか、正確な情報が取れるか、あるいは網羅的に取れるかといった場合には私ども、必ずしも確信がないと申しますか、そこは非常に難しいと申しますか、課題があるところと理解しています。

もう一点、辻委員からの御質問で、納税管理人をもっとうまく使えないかという御指摘があったかと存じます。当局が納税管理人を指定できる制度、特定納税管理人制度というのが令和4年の1月から実施されておりますが、工夫をしているものの、やはりいろいろ執行上の困難があり、引き続き努力を傾注していく必要があると思っています。

以上です。

○岡村座長

お願いいたします。

○山本国税庁徴収部徴収課長

先ほど太田弁護士から執行上の課題の3番目で、実効性のある債権差押えが困難な状況に対して税制改正等々で対応をするべきか、それとも実務的に対応する必要があるのかというご質問がございました。今回、サンプル調査で把握できたものとして御紹介させていただいたケースと、国内滞納者との違いとしては、国内滞納者であれば、もう当然その相手先に行って実地でいろいろ確認したり、場合によっては搜索などのある程度強制力のある方法で情報を収集して、どういう差押可能債権があるかを把握し、実務を行っていますが、御紹介させていただいたケースでは、滞納者は国外にいて更に非協力的な状況となると我々が収集できている情報が足りなくて、プラットフォーム事業者に投げかけた際に特定ができませんでしたと回答されるケースがあるというものになります。ただ、事案の中には、特定ができて応じていただいたものもあると聞いていますので、まずは我々も工夫しながら実務を行っていく必要があると思いますし、税制改正については、やっていただければ我々としてはありがたいのですが、他の事業者とのバランスなども考えると、そういうのがなじむのだろうかとも思うところでございます。

○岡村座長

お願いいたします。

○藤中関税局業務課長

齋藤教授と佐藤特別委員からいただいておりますプラットフォーム事業者の納税の履行状況と輸入許可のリンクは先ほど主税局の田中課長からお答えいただいたとおりですが、基本的に現行の税関の申告業務の原則は消費税、関税が納付された後に輸入許可し、輸入許可した後に事業者に貨物を引き渡すので、EU方式であれ、豪州方式であれ、登録をしている事業者の場合は、その貨物についている登録番号の有効性確認を税関で行うことになろうかと思っておりますので、確認をする上での税関と国税当局とのシステム面も含めた連携、あるいはプラットフォーム事業者が納税する期限とのタイムラグと申しましょうか、タイミングの関係は制度設計する上で連携してよく考えていく課題だと思っております。

阿部特別委員から、VATに関する免税措置だけではなく、関税に関する免税措置や水際取締りにも問題意識をとという御意見を頂戴しました。阿部特別委員が仰っていましたが、関税を賦課するに当たっては、品目ごとに税率、関税率が異なっていたり、適用できるEPAも異なっているなど、消費税とは異なる課題、実務的な論点が多々あるかと思っております。今いただいた御指摘も踏まえまして、関税審議会、関税分科会等も含めて関係者でよく議論していきたいと思っております。

最後に、辻委員から御指摘のあった低価申告に対する対応です。これは免税枠がある、すなわち一定の閾値が残る限り、撲滅は難しいとは思っている課題ですが、意図的な低価申告を繰り返す輸入者、事業者に対する情報を蓄積して、事後調査も含めて適正な執行に取り組んでいくことが重要と思っておりますので、こちらについても引き続き税関としてできることはしっかりやっていきたいと思っております。

○岡村座長

竹内企画官、お願いします。

○竹内主税局税制第一課企画官

資料（デ2-2）について太田特別委員から御質問いただきました。自然システムは、原典の用語集には自社の会計ソフトウェア等はもちろん、顧客、他のビジネス、第三者との関係を持つ際の一連の相互接続された要素全般を指すといった解説がされています。資料では様々な具体例を挙げさせていただきましたが、個人の日常あるいは事業者の事業上の様々な繋がりを持つ者を広く含まれると考えるのが良いのではないかと思います。資料（デ2-2）の4ページ、キムの物語のところには、My Businessを通じて税務専門家に対応を依頼することもできるといった記述も入れています。このようなことを考えますと、税理士あるいは税理士制度も含まれると考えることが適当ではないかと考えます。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

○藤中関税局業務課長

追加で1点、太田弁護士から御質問いただきました個人用の貨物に関する特例、いわゆる0.6掛けの話で、各国にも特例が設けられているのかという御質問をいただいておりましたが、我々が調査する限りでは、日本以外にこうした制度がある国は把握していません。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。その他、もう少し聞いておきたいなどよろしいですか。これで一応一巡いたしておりますが、よろしいでしょうか。

それでは皆さん、どうもありがとうございました。以上で意見交換の時間は終了したいと思います。

本日は「デジタルガバメントの国際比較と経済社会のデジタル化の進展」及び「OECD税務行政3.0が目指す世界と日本の現状」「国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題」について、皆様から様々な御意見や御指摘をいただけたものと考えております。活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

次回の専門家会合の開催日時等は、改めて事務局から御案内いたします。

本日の会議の内容は、この後、事務局から記者ブリーフで御紹介をしたいと思います。

スムーズな進行に御協力いただきましてありがとうございました。本日の会合は以上です。大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]